

3 給 与

国家公務員の給与は、国家公務員法上、法律に基づき定められることとされ、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更できますが、その変更に関しては、人事院は勧告を怠ってはならないとされています。

このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っています。

この勧告制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものです。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、所要の規則の制定、給与の支払いの監理等を行っています。

当事務局では、勧告の基礎資料となる「職種別民間給与実態調査」を実施するとともに、給与制度の周知徹底と適正な運用を確保するための各種説明会及び研修会の開催並びに給与簿監査の実施、さらには制度照会回答等の日常業務を通じて各機関における給与実務の指導を行っています。

(1) 国家公務員給与等実態調査説明会

人事院では、民間給与との精密な比較を行うための基礎資料となる国家公務員の給与の状況を把握するため、実態調査を行っています。

当事務局では、この調査を円滑に実施するため、各機関の担当者を対象として説明会を開催しました。

開催日	会場	参加者
平成29年1月20日	高松第2地方合同庁舎	27機関 28人

(2) 職種別民間給与実態調査

人事院では、国家公務員の給与と民間企業従業員の給与との精確な比較を行うための基礎資料を得ることを目的として、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の民間の事業所について、「職種別民間給与実態調査」を全国都道府県人事委員会等と共同して実施しています。

平成28年度における全国の調査対象事業所数は約11,700事業所であり、そのうち当事務局では、34事業所（大阪府所在の28事業所を含む。）を担当し、5月1日から6月17日までの間において実地調査を行いました。

(3) 人事院勧告等説明会

人事院は、平成28年8月8日、国会と内閣に対し、一般職の職員の給与等について報告し、官民の給与較差に基づく給与の改定について勧告を行いました。

この勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(以下、この項において、「改正給与法」という。)」は第192回臨時国会において、平成28年11月16日に成立し、11月24日に公布されました。

給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

当事務局では、この勧告の趣旨、内容の周知を図るため、各機関及び職員団体を対象として説明会を開催しました。

また、改正給与法及び人事院規則、通達等の改正内容の周知及び適正な運用を図るため、各機関の担当者を対象として説明会を開催しました。

説明会名	開催日	会場	参加者
人事院勧告説明会	8月12日	高松第2地方合同庁舎	国の機関等 32機関32人
			職員団体 12団体17人
給与法改正に伴う 人事院規則改正説明会	11月25日	高松第2地方合同庁舎	40機関 47人

(4) 給与簿監査

人事院は、国家公務員法第69条に基づき、職員の給与が法律、人事院規則等に適合して行われることを確保することを目的に、給与簿の検査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、事後措置として、その是正の指示その他必要な指導を行う給与簿監査を実施しています。

平成28年度は四国管内の35機関に対して給与簿監査を実施し、その結果、俸給決定、諸手当の認定及び給与の支給等において、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたため、その是正の指示その他必要な指導を行いました。

(5) 給与実務担当者研修会

給与事務の適正な運用を確保するため、各機関の担当者に対して、俸給決定、諸手当の認定及び給与の支給事務についての研修会を開催しました。

《給与実務初任者等研修会》対象：給与実務経験が1年未満の者

実施方式	内容	開催日	会場	参加者
講義形式	・諸手当 ・給与の支給	7月12日、13日	高松サポート合同庁舎	61機関 82人
	・俸給決定	9月13日、14日	高松第2地方合同庁舎	30機関 38人

《給与事例等研修会》対象：給与実務経験が1年以上の者

実施方式	内容	開催日	会場	参加者
グループ討議形式	・俸給決定	平成29年1月25日、26日	高松第2地方合同庁舎	9機関 11人
	・諸手当 ・給与の支給	平成29年1月26日、27日		21機関 22人